

## 工事請負契約書

1. 工事の目的 工事番号 第2504-0-41号  
会津大学松長公舎内部改修（機械・1期）工事
2. 工事の場所 福島県会津若松市一箕町松長一丁目 地内
3. 工期 着工 年 月 日  
完成 2026年3月16日
4. 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯
5. 工事請負代金の額 金 \_\_\_\_\_ 円也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 \_\_\_\_\_ 円也
6. 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円也

上記の工事について、発注者 公立大学法人会津大学 と、受注者 \_\_\_\_\_ は、  
会津大学工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に発注者が指示する仕  
様書等設計図書に基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(発注者)

福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地  
公立大学法人会津大学  
理事長 東原 恒夫

印

(受注者)

印

特記事項（この特記事項は、再資源化等に該当する場合（建築1億円以上）に記載する）

当該工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

#### 特約条項

- 第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。（この特約条項は、500万円未満の場合に記載する）
- 第2 約款第38条第1項ただし書きの表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前払をする場合は2回）とする。
- 第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、発注者、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において、約款第10条中第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第4 約款第37条に次のただし書きを加える。  
ただし、2016年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第5 受注者は、約款第3条に規定する請負代金内訳書及び工程表の作成、提出を要しない。（この特約条項は、400万円以下の場合に記載する）
- 第6 受注者は、約款第10条に規定する現場代理人及び主任技術者等の設置、通知を要しない。（この特約条項は、400万円以下の場合に記載する）